

標準委員会 発電炉専門部会 リスク情報活用ガイドライン分科会

第 11 回 (P12SC11) 議事録

日 時： 2007 年 12 月 20 日(木) 13：30～17：20

場 所： 東京機械本社ビル 6 階 第 3 会議室

出席者： 平野主査 (JAEA)、福田副主査 (JNES)、成宮幹事 (関電)、今井委員 (東電)、
植田委員 (電中研)、高木 (笠井委員の代理) (原技協)、河井委員 (原技協)、
倉本委員 (NEL)、栗坂委員 (JAEA)、坂田 (黒岩委員の代理) (MHI)、
小島委員 (CSD)、佐治委員 (三菱重工)、関根委員 (JNFL)、橋本委員 (東芝)、
久持委員 (日立 GE)、藤本委員 (JNES)、御器谷委員 (NISA)、村松委員 (JAEA)、
門谷委員 (原電)、米山委員 (TEPSYS)

常時参加者： 廣川 (TEPSYS)、藤田 (中電 CTI) (敬称略)

配布資料：

- P12SC11-1 第 10 回分科会議事録(案)
- P12SC11-2 実施基準(案)へのコメントおよび対応方針(案)
- P12SC11-3 リスク情報活用実施基準(案)H19.11 へのコメントおよび対応方針(案)
- P12SC11-4 リスク抑制基準に関する検討
- P12SC11-5 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準(案)

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認

成宮幹事により出席者数を確認し、全委員数 23 名のうち 20 名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。

(2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行った。

(3) 前回議事録案の説明

成宮幹事より、資料 P12SC11-1 を用いて、前回議事録案について説明があった。平野主査から、「(8) リスク情報活用実施基準に係る品質保証関係の規定について (案)」の「本基準を加えて実施する」という表現が分かりづらいとのコメントがあり、当該部分の記載を見直すことで承認を得た。

(4) リスク抑制基準について

成宮幹事より、実施基準(案)へのコメントおよび対応方針(案)を記載した資料 P12SC11-2 および資料 P12SC11-3 について紹介があった。資料 P12SC11-2 は、前回分科会で議論し対応方針を確認しているため、説明を省略した。資料 P12SC11-3 の前半のリスク抑制基準(案)へのコメントおよび対応方針(案)については、米山委員から、別途、資料 P12SC11-4 を用いて説明があり議論された。

その結果、資料 P12SC11-4 の 4 ページの図の領域Ⅲにおける三角形の部分を残しそこを領域Ⅱに変更すること、および領域Ⅱの具体的な定義(補償措置を含む)を今後議論していくことが合意された。領域Ⅱの補償措置については、三角形の部分とその上の領域Ⅱとの間で差別化を図るとの意見も出された。相対値基準については、リスクの小さな領域であるため、1倍とすることが確認された。資料 P12SC11-4 の内的事象に対する基準の提案については、基本的に了承された。

(5) 実施基準(案)の「まえがき」および「適用範囲」について

成宮幹事より、資料 P12SC11-3 を用いて、実施基準(案)の「まえがき」および「適用範囲」に対するコメントおよび対応方針について説明があり議論された。

その結果、実施基準の適用がレベル 1.5 までであることが明確に記載されていないとの指摘があったため、記載を見直すこととした。また、具体例のほとんどが AOT 関連であるのに適用範囲を運転保守と書くのは書き過ぎではないかとの指摘があったため、検証の議論も含めて対応を検討することとした。

(6) 実施基準(案)の「リスク情報の活用プロセス」について

黒岩委員代理坂田委員より、資料 P12SC11-3 を用いて、実施基準(案)の「リスク情報の活用プロセス」に対するコメントおよび対応方針について説明があり議論された。

その結果、実施基準(案)の 6 ページの「5.2 リスク情報活用対象とその方法の検討」について、安全確保活動の変更が明確に定義されていないとの指摘があったため、記載を見直すこととした。

(7) 実施基準(案)の「深層防護の堅持」について

黒岩委員代理坂田委員より、資料 P12SC11-3 を用いて、実施基準(案)の「深層防護の堅持」に対するコメントおよび対応方針について説明があった。

(8) 実施基準(案)の「安全余裕の確保」について

久持委員より、資料 P12SC11-3 を用いて、実施基準(案)の「安全余裕の確保」に対するコメントおよび対応方針について説明があり議論された。

その結果、安全余裕とは実施基準(案)の 39 ページの図の「Margin to Failure」を意味す

るが、事業者が確保するのは「Margin available to licensee」であるという趣旨で記載を見直すこととした。

(9) 実施基準(案)の「リスク指標の選定」および「PSA 解析の品質」について

倉本委員より、資料 P12SC11-3 を用いて、実施基準(案)の「リスク指標の選定」および「PSA 解析の品質」に対するコメントおよび対応方針について説明があり議論された。

その結果、ICCDP などの時間の概念が入った指標の許容基準について、一般性のある基準になっているかを検討し、その結果を見て実施基準に含めるかを判断することとした。また、議論の中で、米国では ICCDP よりも ICDP という用語がより一般的に用いられているとの指摘があった。さらに、時間の概念が入った指標の許容基準については、それが永続的な変更に関するものか、一時的な変更に関するものかの議論が必要との指摘があった。

(10) 実施基準(案)の「ALARA の適用」および「計画の策定」について

橋本委員より、資料 P12SC11-3 を用いて、実施基準(案)の「ALARA の適用」および「計画の策定」に対するコメントおよび対応方針について説明があり議論された。

その結果、ALARA と許容基準をリンクさせることについて賛否両論が出たが、時間切れとなり継続審議とした。また、不確実性の取扱いについて、現状案では記載が不十分との指摘があったが、本件も継続審議とした。

(11) その他、今後の予定

成宮幹事より、1月23日に発電炉専門部会が予定されており、これまでの議論の経過および実施基準(案)の骨子を概要版として報告する予定であること、部会資料は事前に各委員にメールで送付することが紹介された。

また、次回分科会までに意見の擦り合わせを行うため、少人数の作業会を開催することとし、メンバーには、福田副主査、藤本委員、小島委員、村松委員、今井委員、米山委員が選出された。

次回分科会は1月下旬か2月上旬とするが、具体的な日程はメールで調整することとした。

以 上